

# 幼稚園教育學講義

文學博士 谷本富述

## 第一章 幼稚園と兒童保護

世界の人は往々私を博識ぢや、物知りぢやと云つて居られるが、何程博識でも物知りでも私に小

學校の兒童を教へて見よ、又は中等學校生徒の體操を教授して見よなどと申された日には、到底出来ないのである。殊に幼稚園の保育などと來たら、一時でさへも出來ないことを確信してゐる。其の私がかうして幼稚園の問題について諸君の前でお話を致すといふことは甚だ困難なことであり、且つ又不適當のことである。然し實際保育上の知識や経験が無いからとも、これに關するお話を出來ないといふ規則もないから、私は又私の立場として此の問題を話して見たいと思ふ。即ち

それは畢竟時勢の進歩と共に幼稚園の改良に關すること、言葉を換へて云ふて見ると幼稚園の立場の新たな廣い見解についてお話を進めて見たいと思ふからである。

抑々幼稚園事業の大切なることは、今更云ふ迄もないことである。然るに西洋に於てさへも今尙その効用を認めぬ人達がある、況して我國にてば必要を感じぬのみならず、寧ろ之を呪ふて居る様な分子さへなきにしもあらずといふ状態である。斯く云ふ私も實はつい近頃までその一人であつたが、然しそんな考は今日只今からでも改めてよいと思ふ。かつて京都市で京、阪、神三市聯合保育會の催された時は、私は世間一般の幼稚園といふものに對して寧ろ反対の感を持つて居たので色々お

話したことがあるが、その時から私は神戸幼稚園長望月女史と相識る様になつたので、氏は私の反対説に對して色々話されたことがあるが、私は尙自分の考を捨てることは出來なかつたのである。

『婦人公論』の十一月號に藤本房次郎氏の書かれたものを見ると、幼稚園は人間の天然自然の發育にそむくといふことを言つて居る。其の理由は人間の發育は大きい筋肉の發展から始めべきである。即ち走つたり木のぼり等をすることが肝要である。疊紙や豆細工の様なことは極めて小筋肉を使ふことゆゑ全く不自然であると言はれて居る。併し又同誌の十二月號に於ける佐々木吉三郎氏の批評に依ると、以下の様なことがいはれてゐる。

一、幼稚園は人工的にして自然的でない 子供といふものは元來友達を欲すれど、この時代は小さき家庭が丁度當つて居るので、一足飛びに大きな仲間に入れるといふことは不自然である。

二、小學校に入學してからの成績を比較して見ると好いが、然しこれについては實驗の仕方がない。たゞ多年の經驗に依ると、幼稚園から來た子供は兎角學校を遊場の様に考へて居る弊があるらしい。

以上二人の説はその云ふ處は違ふけれども、各々一致の點がある。それは從來の幼稚園は人工的である事であるから、今後はこれを自然的に改善せねばならぬと云ふことである。

尤も我が國の小學校及幼稚園の現状を見るに必ずしも外國に劣つては居らず、むしろ一層發達して居るのであるが、從來内外共に陥れる弊は如何にも餘りに人工的なことであるのは争はれない。蓋し其の理由は小學校は暫く別として、幼稚園について見ると、元來幼稚園には各々互に流儀のあるものであつて、その一は Kindergarten 流である、此の Kindergarten といふのは Froebel 氏の唱へた所である。Froebel は今から大體七八十年

前の人即ち (A.D 1782—A.D 1852) の人である。

彼はベスター・オーヴン氏の弟子であるが、學問があり而も神信心なる理想的哲學者である。一千八百六十年に始めて學校を建て、生徒を養成せんとした、後瑞西に行つて一千八百三十四年にブルグドールの孤兒院長に成つた。一千八百二十六年に有名なる *The Education of Man* ふ本が出來たが、其の本の内には彼の哲學思想の全部が含まれて居る。彼は之を表はるためにチヨーリングのブランケンブルグの森の入口に小家を建てたが、それが即ち Kindergarten 流の始である。

然し此の Kindergarten 流の起つたよりもと

以前に大英國の Scotland の中程より少しく北部に當つた處に New Lanark ふ處があつて、其處に Robert Owen ふ人が居て、其の人が既に新しい流儀を以て幼児を教養せんとして居た。彼の生涯は (A.D 1771—1858) である。此の人の名は今日まで我が國の幼稚園仲間には餘り聞えて居な

い様であるが、此の度の戰争後に於ては我國に於ても將又何れの國においても追々名聲の擧がるだらうと信じて居るのである。そは彼は大經濟學者であり、且つ社會主義者(社會改善者)であつたからで、彼は New Lanark に紡績會社を建てたが、その周圍の社會の改善の爲めにて其の職工を教育すべく紡績會社の内に New Institution を建てた (A.D 1815)。其の學舎は二階建であつた、階上は大人の教育場所であり、階下は子供の教育場である。而してその仕方は Kindergarten 式でなくて Infant School であつて、幼児が歩ける様になつたら其處へ入れるのである。

其の教育の目的は 一、母親の爲に脚手まとひを省くこと。二、悪い習慣より避けること。三、善良習慣をつくることであつまり其の内ですることは、健康で幸福で快活であり而して良習慣を持つた子供を育て、やることである。從つて子供の知らんとすることは教へてやら、いつから幾ら

でもいつてやる様にした。そして書物は後にして先づ實物に由つて教へ尙ほ凡て音樂に結びつけたのである。故に子供にとりては眞に地上の天國であると謂はれた。つまり子供を教育をする場所といふよりも、寧ろ子供を保護するといふことが主である。

以上二流の外に最近には又 Montessori といふ人の Casa dei Bambini 即ち Children house 流がある。いふは Kindergarten ふらわ ゆうと知育を主として、知的教育の方法を色々巧に考へて居る。併し此の流は其の儘では幼児の教育には不適當な點も無いとしない。

以上三つの流の中で自分の一番注意を望んで居るのは R. Owen の Infant School である。近頃ある佛教の雑誌に、子供には訓練規律が必要であるのに、エレンケーやモンテッソリーの如き人が出て子供の自由を尊重するなどいふのは大に間違である弊害の様であると云ふて居る人があつた。

自分は斯る説の今日現代の教育に携はつて居る人の口から出るのは眞になげかはしいことであると思つた。

自分は此の講演をするために幼稚園の實際生活を見んと欲し、一日神戸幼稚園を訪ねて、終日徐にその内部を觀察した。そして自分の見たままを失敬御免を願つて此處に云ふて見ると、矢張り

(イ) キンデルガルテン流の臭氣がある。(ロ) 矢張人工的が多い。(ハ) 自然界との接觸の缺乏であるとの非難は免れまいと見受けた。従つて私は今後の幼稚園には R. Owen の Infant School を加味するのみならず、根柢としてはルソーの『ユミール』を据置あたいと考へた。

斯くて以上述べたことを換言して見ると、教育といふものも亦畢竟兒童保護事業の一つであるといふことが出来るのである。而して自分はそれを主張したい。何故兒童保護といふことを此處で主張するかといふに、それは近世的社會傾向である、

であるから勿論兒童保護といふことは近頃のみに限らず、以前からも云はれて居たことながら、近世に於ける兒童保護と古代に於けるそれとは全然趣を異にして居ることを辨へねばならぬ。

昔スバルタが戦に敗けた時、敵國より人質を出せと云ふことがあつた。そして其の人質には八十人の子供をとのことであつた。處がそれに答へて云ふ、大將や中將ならば幾人でもあげるが、子供は一人もやることは出来ぬと云ふたさうである。

それによりても兒童を尊重して居たことがよく判る。然し斯る事柄は近世的社會傾向である所の兒童保護とは全く違ふ。即ち彼のスバルタのは國家本位にして子供は只その方便である。否近頃でも獨逸に於ては別して子供をよく教育したけれ共、それも亦皇帝や皇室のためにしたのである。然るに近世的傾向は他の方便としての子供でなく、子供それ自身のためのみであるとする。昔に於ける一般子供が他日租稅を出してくれるとか兵役に服

してくれる爲めとかに保護してやつたものであるから難有くない。

教育大辭典としては最好いモンローのもの中に兒童について何んと云ふて居るかと見たらば、子供は一國にとりて眞の資本なりとあつた、而して世の中に資本をかけて利益を得るとしたら、子供を教養するより上に越すものはないといつて有る。然し自分は之れに對して矢張り子供を機械視して居ると考へざるを得ない。

處が近來は又子供は國家或は父母から教育を受ける權利を有するものであると云ふことをしきりにいつて居る。我國では父兄は子弟を教育する義務があると云つては居るが、西洋の今日の説とは餘程意味が違ふ。それと云ふのも今日では社會主義からして人生觀の根本の考が變つて來たのである。即ち人々には生活權があるといふことを云ふと同時に、兒童には又教育を受ける權利があると言ふ様に成つたので、それと同時に父母はそれに

教育を施す義務があるとする。そこで子供に對する教育を施す見方に二つ有り。即ち、一、児童は教育を受ける權利有りとするは新説で、二、児童は教育を受ける義務ありとするは古い。

Mound Engel の The Elements of Child Protection などで、其の序文に十九世紀の後の半分は幸に児童保護が認められる様に成つた。従つて世間では十九世紀を児童の世紀といつて居る。然し自分は今二つの名をつけることが出来る。即ち一、社會主義の世紀、二、ダーヴィン世紀である。而して

これ等は要するに一理に歸るので、いづれも根本は児童を本位にして之を保護せねばならぬといふことである。

かつてエレンケー女史は「二十世紀は児童の世紀なり」と謂つたのと較べると一世紀程違つて居るが、十九世紀は十八世紀に比すれば児童の世紀であるけれど、二十世紀は一層児童の世紀であら

ねばならぬ。戦争の後は尙一層児童の世紀にならう。斯くなると從つて今日の幼稚園といふものも亦自ら全然變つて来るに違ひない。今日の幼稚園は學校の準備的の様なものに事實に於て成つて居るのは悪い。児童の權利を保護する爲と成つて欲しい。所謂児童の權利といふのは次に舉げる様なものである。

- 一、子供は良く生れる權利。
- 二、兩親の名前、扶助併に保護を受ける權利。
- 三、閑暇、遊戯、娛樂の權利。
- 四、教育を受ける權利。
- 五、身體併に精神に於て適當の準備の出來るまでは勞働から免除される權利。
- 六、無慈悲の虐待から免除される權利。
- 七、健康併に道徳の保護を受くる權利。
- 八、たとへ犯罪をなしても、再び身を立てらるる様正當穩當に身を處し得る境遇に置かれる權利。

以上の權利を児童は當然持つべき筈である。そ

ここでこの幼稚園について考へるに、そは子供に適

である。

當の閑暇、遊戯、娛樂及び適當の教育を與へること。即ち以上八ヶ條の中の第三、第四が幼稚園に適するのである。今後の幼稚園は此の四つの條件が必要であると考へる。

斯くて兒童保護の方法即ち兒童の權利を保護するといふ意味では左の精神が必要である。

一、兩親の結婚 小兒に良い遺傳を傳へるといふ意味に於て、其の兩親の結婚に對して國家が干渉すること。而してそはユーニット・クスの注意に基いだ干渉である。ユーニット・クスといふことはこれを邦語で譯せば善種學又は優生學といふことが最も當を得て居る。即ち身體及び精神に缺點あるものは結婚を禁止する。

二、妊娠中の保護 この意味は二三千年前より既に云はれて居り、殊に上流婦人の深い注意を拂つて居る胎教の意ではない。寧ろ今日に於ける一般乃至は下等社會の婦人の勞働を取締ること

### 三、分娩時期後の保護（國家は保護するの責任あり）

イ、助產婦に關する注意 即ち助產婦の教育を

完全にし且つ津々浦々までこれを置くこと。

ロ、哺乳に對する注意 牛乳の鑑定並に牛乳の分配。

ハ、乳母の選擇 身體及精神の健全なるものにして傳染性疾病を有せざる者、且つその性格の善良なる者を選ぶこと。

四、保育所 我國に於ても既に各所に設けられて居る様な貧民や勞働者の子供達を集めこれ等の者を教育的に養護してやる様な設備の成る丈多くなること。

五、學校及補習教育 小學校丈の程度にては不足故、補習教育の必要がある、而して其れ等の教育は國家が負擔する義務がある。

### 六、病兒、低能兒の保護。

七、犯罪の保護 一度罪を犯したからといつて再び社會に立つことの出來ぬ様なことをしない方法を探ること。

#### 八、兒童の勞働に對する保護。

九、兒童虐待禁止 凡て此等の諸點で比較的によく注意されて居るのは、匈牙利で、Engel 氏も亦同國の大學生教授である、その書物の中には逐一その遣り方の原則方法が書いてあるから恰好の参考書と申したので、英譯本がある（文責在記者……神戸幼稚園 志賀末）（以下次號）

大人になつたなら  
私が大人になつたなら

偉くならう、得意にならう、

其時こそ 私は云はう 友達に

私のおもちゃを混ざかへしては

いけないと。